

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当はありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8 年～50 年
工作物	10 年～75 年
物品	2 年～15 年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によって
います。）
- ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実
質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金
未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、
徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率
により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
長期貸付金については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検
討し）、徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ④ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関
する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
- ⑤ 賞与等引当金
翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見
込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金及び歳計外現金をいいます。）
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含
んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 100 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
神宮寺松倉堰土地改良区	—	89 千円	—	89 千円

(2) 係争中の訴訟等

該当はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

学校給食事業特別会計

奨学資金特別会計

- ② 一般会計等の対象範囲は、普通会計の対象範囲と同一となります。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—%
連結実質赤字比率	—%
実質公債費比率	10.6%
将来負担比率	108.3%

- ⑥ 利子補給に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 19,024 千円
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 1,488,361 千円
- ⑧ 過年度修正等に関する事項
該当はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

財産活用課で売却可能と判断された市有地で売却予定のもの

イ 内訳

事業用資産	162,639 千円 (120,428 千円)
土地	162,639 千円 (120,428 千円)
インフラ資産	1,694 千円 (14,106 千円)
土地	1,694 千円 (14,106 千円)

令和 2 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の括弧書き内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 減価償却累計額
該当はありません。
- ③ 減債基金に係る積立不足額
該当はありません。
- ④ 基金借入金（繰替運用）
該当はありません。
- ⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 58,426,491 千円
- ⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	27,976,606 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	5,163,665 千円
将来負担額	83,152,423 千円
充当可能基金額	5,564,919 千円
特定財源見込額	800,215 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	51,971,357 千円
⑦ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額	203,780 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 2,739,710 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	57,065,965 千円	55,070,103 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	552,353 千円	1,045,800 千円
繰越金に伴う差額	△1,154,232 千円	—
資金収支計算書	56,464,086 千円	56,115,903 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（学校給食事業特別会計及び奨学資金特別会計）の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	3,035,159 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,176,715 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	19,337,576 千円
減価償却費	△10,434,587 千円
賞与等引当金繰入金	△424,540 千円
資産売却益	114,814 千円

資産除売却損	△543,016 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△6,191,803 千円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	5,000,000 千円
-----------	--------------

一時借入金に係る利子額	該当ありません。
-------------	----------

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引はありません。